

太田市消防団員の報酬及び手当支給要綱

平成17年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、太田市消防団条例（平成17年太田市条例第246号。以下「条例」という。）に規定する報酬及び手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(支給方法)

第 3 条 報酬及び手当は、基本団員には四半期ごとに、機能別消防団員には半期ごとに、その期分の額を支給するものとする。ただし、試運転手当については、車両所属の部とする。なお、年度の途中で入団又は退団する基本団員は、報酬を月割りとして支給するものとする。

(支給条件)

第 4 条 報酬の支給は、条例の服務規律に定める事項を遵守した団員でなければならない。ただし、公務災害で負傷し、又は疾病中の団員にあっては、この限りでない。

2 点検出初出動手当の支給は、点検及び出初めに出勤した基本団員でなければならない。ただし、当該出勤に際し、団長命令により詰所等で待機していた基本団員についても支給するものとする。

(支給停止)

第 5 条 団員が、条例に定める欠格事項、分限及び懲戒に当たる場合並びに死亡又は退団した場合には報酬の支給を停止する。

(その他)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年 3 月 28 日から施行する。ただし、この要綱に定める報酬の支給等にあつては、平成17年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日である平成17年 3 月 28 日から 3 月 31 日までの報酬の支給額に

においては、太田地区消防組合消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例（昭和47年太田地区消防組合条例第25号）又は藪塚本町消防団条例（昭和47年藪塚本町条例第73号）の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。